

# 府営住宅家賃 来年4月から値上げに 府民の力で値上げストップを **日本共産党**

自民・公明政権は昨年12月、公営住宅法施行令を改定、橋下知事も府営住宅家賃の減免要綱を改定しました。国と府の制度改定で府営住宅入居者の約47%が値上げになります。家賃値上げではなく、住宅の戸数を増やすべきです。

日本共産党府会議員団は国に政令改正を撤回するよう求めています。国は強行の姿勢を変えていません。家賃減免要綱の改定については、府が入居者にわかりやすく説明し、入居者の意見を聞いた上で決定するよう求めましたが、知事は決定後に入居者に説明すると答えました。値上げはこれからです。皆さんの声を橋下府知事や大阪府住宅管理課に届け、値上げをストップさせましょう。

## 自民・公明政権による公営住宅法施行令等の改定で34,800世帯 橋下大阪府知事による家賃減免要綱の改定で23,900世帯

\*残る66,100世帯(53%)は値上げになりません

	公営住宅法の施行令等を改定	家賃減免要綱を改定
決定した機関・人	自民・公明政権	橋下大阪府知事
値上げの仕組み	家賃算定基礎の収入区分を低所得化	減免基準を生活保護基準に近づけ、民間家賃との差を縮小
対象世帯数(構成比)	34,800世帯(27.9%)	23,900世帯(19.2%)
	残る66,100世帯(53%)は値上げになりません	
値上げ幅	2~22%	約82%(平均7,400円/月)
値上げ実施時期	2009年4月	2009年4月以降の減免申請から
経過規定	段階的値上げで、5年後に新家賃	3千円以上あがる場合、上昇率に応じ3~7年間で新家賃に
要請先	国土交通省	橋下大阪府知事
問い合わせ先	大阪府住宅管理課 〒540-8570 大阪市中央区大手前2 電話06(6941)0351	

## 入居者の47%が値上げ 国と府の制度改定でダブルパンチ!!

### 施行令改定で 年所得250万円 3人家族で22.4%の家賃値上げ

家賃は各世帯の収入によって決まる分位に応じた家賃算定基礎額と各種係数(住宅の広さ、古さ、便利さ)とを掛けて算定されます。

今回の政令改正は同じ収入でも、収入分位を引き上げ、家賃を上げます。

例えば、年間所得250万円、3人家族の場合は、現在は第2分位ですが政令改正で第4分位に上がり、22.4%の値上げになります。第5分位以上になれば、割り増し家賃がかかります(裁量世帯を除く)。

### 家賃減免要綱改定で 低所得層も大幅値上げに

減免基準を生活保護基準近くに引き下げることにより、6700世帯が減免から外されます。その上、減免後の最低家賃が月4000円から、第1分位の基本家賃(多くは2万円台、最高4万7500円)の5割に引き上げられます。

その結果、減免を受けている2万8117世帯の家賃は右図のようになります。減免要綱の改定は、橋下知事の財政再建策の一つとして登場しました。この改定で、府は約20億円の増収を見込んでいます。

分位	現		上昇率	世帯数
	現	新		
1	1	0%	89,900(72%)	
	2	15.1%	5,400(4%)	
	3	8.4%	3,700(3%)	
2	4	22.4%	2,800(2%)	
	5	3.6%	1,000(1%)	
3	6	18.4%	3,400(3%)	
	7	2.6%	1,100(1%)	
4	8	18.2%	1,900(2%)	
	9	2.4%	1,500(1%)	
5	10	19.9%	2,300(2%)	
	11	4.4%	1,500(1%)	
6	12	20.5%	600(0.4%)	
	13	約4000円	11,000(9%)	

約16%	値上げにならない
約30%	5000円未満の値上げ
約34%	5000~1万円の値上げ
約18%	1万円~2万円の値上げ
約2%	2万円以上の値上げ